

# 家庭的保育事業等設置・認可に係る意見聴取について

平成 27 年 7 月 24 日  
健康福祉部子育て支援課

## 小規模保育事業B型への移行を検討している認可外保育施設概要

現在の運営状況	
名称	保育所ちびっこランド成田園
所在地	富里市日吉台1-2-1セレブリティ成田105
建物の構造	鉄筋コンクリート造 1F
設置者の名称	株式会社 give&give 代表取締役 成島陽子
事業開始年月日	平成24年1月11日(事業開始当初は個人で運営を行っていたが,平成27年3月に株式会社を設立し運営を行っている。)
開所時間	7:30~18:00(延長保育19:00)まで
サービス内容	生後6カ月~6歳児の月保育及び一時保育
所定定員	35名 (在籍児童数24名) 内訳 0歳児:1名, 1歳児10名, 2歳児:7名, 3歳児:2名, 4歳児:1名, 5歳児:3名
保育士及び職員の配置数	7名(保育士4名, 保育補助3名)

## 移行後の運営状況

名 称	保育所ちびっこランド成田園
所 在 地	富里市日吉台1-2-1セレブリティ成田105
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造 1F
設 置 者 の 名 称	株式会社 give&give 代表取締役 成島陽子
事業開始予定年月日	出来る限り早い時期
開 所 時 間	通常保育 8:00~16:00 時間外保育 (7:00~8:00), (16:00~19:00)
サ ー ビ ス 内 容	生後57日目(生後8週)~2歳児の月保育
所 定 定 員	19名(0歳児:6名, 1歳児:6名, 2歳児:7名)
保育士及び職員の配置数	7名(保育士4名, 保育補助3名)

# 小規模保育事業設置・認可協議に係る施設状況表

## 児童福祉法関係

条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か(○or△or×)	関係資料	状況
第34条の15第3項	市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。	/	資料2-3	/
第34条の15第3項第1号	当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。	×	資料2-3 資料2-4 資料2-6	平成24年度から認可外保育施設を個人で運営しており、直近三か年分(平成24年分・25年分・26年分)の確定申告の状況を確認したところ、三か年とも損失を計上している。 ※審査基準については、「家庭的保育等の認可について」及び「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」を参照。 ※事業開始当初(平成24年)から比べると年々売り上げは増加しており、損失額も減少傾向にあり、平成26年7月以降の営業利益についてはおおむね黒字の状況となっている。
第34条の15第3項第2号	当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。)とする。)が社会的信望を有すること。	○	資料2-3 資料2-4	当該法人の経営担当役員は、平成24年より認可外保育施設を運営しており、千葉県が実施している認可外保育施設立入調査においても、おおむね適切に運営されている(指摘事項なし)と認められている者であることから社会的信望を有していると考えます。
第34条の15第3項第3号	実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。	○	資料2-3 資料2-4	当該施設の実務を担当する幹部職員は、平成11年に幼稚園教諭2種免許を取得し、平成14年に保育士免許を取得した後、公立幼稚園や公立保育園等で勤務し、実務経験を積んだ者である。 ※審査基準については、別紙「家庭的保育等の認可について」を参照。

条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か(○or△or×)	関係資料	状況
第34条の15第3項第4号	次のいずれにも該当しないこと。			
第34条の15第3項第4号 イ	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	○	資料2-3	誓約書により対応する事とする。
第34条の15第3項第4号 ロ	申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	○	資料2-3	誓約書により対応する事とする。
第34条の15第3項第4号 ハ	申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	○	資料2-3	誓約書により対応する事とする。
第34条の15第3項第4号 ニ	申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。)であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。	○	資料2-3	誓約書により対応する事とする。

条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か(○or△or×)	関係資料	状況
第34条の15第3項4号 ホ	<p>申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。)が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。</p>	○	資料2-3 資料2-7	誓約書により対応する事とする。
第34条の15第3項4号 ヘ	<p>申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。</p>	○	資料2-3 資料2-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業を実施するにあたり、調理員を雇用し、自園調理にて対応予定。</li> <li>・屋外遊技場については園から約50mの距離にある、日吉台第1公園を利用している</li> </ul>

条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か(○or△or×)	関係資料	状況
第34条の15第3項第4号 ト	申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。	○	資料2-3 資料2-7	誓約書により対応する事とする。
第34条の15第3項第4号 チ	へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。	○	資料2-3	誓約書により対応する事とする。
第34条の15第3項第4号 リ	申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	○	資料2-3	誓約書により対応する事とする。

条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か(Oor△or×)	関係資料	状況
第34条の15第3項第4号 又	申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。	○	資料2-3	誓約書により対応する事とする。
第34条の15第3項第4号 ル	申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。			

富里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

項目	条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か(○ or △ or ×)	関係資料	状況
趣旨	第1条	この条例は、児童福祉法第34条の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	/	資料2-2	/
一般原則	第5条第1項	家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等に十分な考慮を払って設けなければならない。	○	資料2-2	平成24年より認可外保育施設を運営しており、千葉県が実施している認可外保育施設立入調査においても、おおむね適切に運営されている(指摘事項なし)と認められている。
保育所との連携	第6条	家庭的保育事業者等は、連携施設を適切に確保しなければならない。(※経過措置有)	△	資料2-2	現在連携施設は確保されていないが、今後は市も交え、連携施設の確保に向けて協議を進めていく必要がある。なお、経過措置期中は連携施設が確保されていなくても、認可を妨げるものではない。
家庭的保育事業者等と非常災害	第7条	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。	○	資料2-2	消火器の設置、非常口(2か所の確保、保育従事者による関連研修の参加、月1回の避難訓練を実施している
食事	第15条	利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等で調理する方法により行われなければならない。(※経過措置有)	○	資料2-2	現在は外部搬入を行っている。栄養士による献立、アレルギー対策は行われている。なお、今後は小規模保育事業を実施するにあたり、調理員を雇用し、自園調理にて対応予定。
運営規定	第18条	運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかなければならない。	○	資料2-2	作成済み
帳簿	第19条	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	○	資料2-2	作成済み

項目	条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か(○or△or×)	関係資料	状況
設備の基準	第28条第1号	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。(※調理設備に関しては経過措置有)	○	資料2-2	小規模保育事業を実施するにあたり、調理員を雇用し、自園調理にて対応予定。
	第28条第2号	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。	△	資料2-2	現在は0・1歳児として26㎡確保されているが、小規模保育事業を実施するにあたり、2歳児以上用スペースを縮小し、1人につき3.3㎡以上確保する。
	第28条第3号	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	○	資料2-2	・お昼寝布団20組 ・ソフトクッションセット ・プレイマット ・パーテーション
	第28条第4号	満2歳以上の幼児を利用させる事業所は、保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理設備及び便所を設けること。(※調理設備に関しては経過措置有)	○	資料2-2	・小規模保育事業を実施するにあたり、調理員を雇用し、自園調理にて対応予定。 ・屋外遊技場については園から約50mの距離にある、日吉台第1公園を利用している
	第28条第5号	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊技場の面積は、3.3㎡以上であること。	△	資料2-2	現在は2歳児として35㎡確保されているが、小規模保育事業を実施するにあたり、0・1歳児用スペース確保のため縮小するが、1人につき1.98㎡以上確保する。
	第28条第6号	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。	○	資料2-2	・お昼寝布団20組 ・ソフトクッションセット ・プレイマット ・パーテーション
	第31条	事業所には、保育士、市が実施する研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託又は、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。(※調理員に関しては経過措置有)	○	資料2-2	保育士3名、保育補助3名、嘱託医(ファミリー歯科・龍岡クリニック)、小規模保育事業を実施するにあたり、調理員を雇用し、自園調理にて対応予定。

項目	条番号等	条文趣旨	基準を満たしているか否か(○or△or×)	関係資料	状況
職員	第31条第2項	<p>保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。</p> <p>乳児 おおむね3:1  1・2歳児 6:1  3歳児 20:1  4・5歳児 30:1  (0歳児数×1/3)+(1・2歳児数×1/6)+(3歳児数×1/20)+(4歳以上児数×1/30)  年齢区分別にそれぞれ小数点以下第1位まで計算し(小数点以下第2位切捨)、合算した値の小数点以下第1位を四捨五入する。</p>	△	資料2-2	<p>・19人と設定した場合  0歳:6名 1歳:6名 2歳:7名 計19名  <math>(6 \times 1 / 3 = 2) + (6 \times 1 / 6 = 1) + (7 \times 1 / 6 = 1.16) = 4.16 \div 4 + 1 = 5</math>名  ※保育士4名、保育補助3名を雇用し、最低基準は満たしているが、保育士従事者の処遇等を考慮すると更なる保育従事者の確保が望まれる。</p>
	第31条第3項	<p>保育士の数の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	○	資料2-2	<p>保育士4名、保育補助3名、嘱託医(ファミリー歯科・龍岡クリニック)、小規模保育事業を実施するにあたり、調理員を雇用し、自園調理にて対応予定。</p>